

平成25年度三重県教育改革推進会議 第4回第2部会 議事録

I 日 時 平成26年1月16日(木) 14:00～16:30

II 場 所 プラザ洞津「明日香の間」

III 出席者

(委員) 小澤 静香、亀井 利克、栗原 輝雄、曾我 基子、西田 寿美、沼口 義昭、
山川 紀子 (欠席: 泉 みつ子、太田 浩司) (敬称略)

(事務局) 副教育長 真伏 利典
教職員・施設担当次長 信田 信行
研修担当次長 西口 晶子
教育総務課長 荒木 敏之
教職員課長兼総括市町教育支援・人事監 梅村 和弘
学校施設課長 釜須 義宏
高校教育課長 倉田 裕司
特別支援教育課長 東 直也
特別支援学校整備推進監 大藤 久美子
研修推進課長 松井 慎治
教育改革推進監 加藤 幸弘
小中学校教育課課長補佐兼班長 谷口 雅彦
研修企画・支援課 小島 広之
特別支援教育課 大井 雅博、早津 俊一
教育総務課班長 辻 成尚、同課 西 達夫、伊藤 陽子

IV 内 容

開 会

(事務局 加藤教育改革推進監)

定刻となりましたので、ただ今から、平成25年度第4回第2部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の出欠ですが、ご欠席の委員は、泉委員と太田委員のお二方です。亀井委員はご公務のため、途中ご退席と伺っております。沼口委員は間もなくご到着いただけたらと思っております。

資料の確認をお願いいたします。机上に事項書が表紙の二カ所留めの冊子が1冊、座席表、一部の委員には旅費に関する書類をお願いしております。よろしいでしょうか。

それでは、本日も活発なご議論をお願いいたします。栗原部会長様、進行をよろしく願いいたします。

1 部会長挨拶

(栗原部会長)

本当に皆様お忙しいところをお出ましいただきありがとうございます。

今日でこの部会の審議も4回目を迎えました。今年度に関しては、本日が最後の部会になります。次は、本日の審議の結果を持ち寄って全体会でいろいろとご議論いただくこととなります。本日もよろしく願いいたします。

前回の振り返りから進めていきたいと思いますが、12月16日に全体会がございました。あのときに、この第2部会に関わることについて、いろんな方からご意見をいただいております。皆様出席していただいておりますので、繰り返す必要もないかと思いますが、一応振り返りという意味で、全体会の中で第2部会に対しての意見や要望として出てきたところを振り返ってみたいと思っています。

6～7点にわたってご意見があったかと思えます。

まず1点目ですが、教育ビジョンの中間点検表についてです。これは第1部会で審議いただいています。その教育ビジョンの中間点検表の中で、「小中学校における個別の教育支援計画の作成率は向上しましたが、高等学校における作成には課題があります」とありますが、そのあたりとの整合性を取る必要はないだろうかということが出てきたかと思えます。

2点目ですが、私の記憶では複数回意見を出していただいたかと思えますが、障がいのある子どもが、学年を追って学校生活を重ねていくときに、年度の節目に不安定になってしまう子どももいるので、継続した支援が必要ではないか。できることなら、同じ教員がその子どもの担任となるほうが良いのではないかというご意見が出てきました。これはいろいろ環境が変わりますと、その環境の違いに非常に影響されるところがありますし、特にそういうことの影響が大きい子どもの場合を考えると、安定した落ち着いた環境の中で学習ができるようなことをぜひ考えてほしいと。一つの案として同じ教諭が担当するほうがということが出てきたと理解をしています。

3点目ですが、数値目標のことです。これはどこでも今は言われることだと思いますが、数値目標が具体的に示されていないので、数値についての見通しと議論が必要ではないかということも出てきました。

4点目ですが、通常の学級における特別支援教育の推進に関してのことです。これはこの部会でも随分とテーマになっていますが、教員の専門性の向上だけではなく、人的支援についても考えていく必要があるのではなかろうかということもあったと思います。専門性の向上、それと合わせて人的な支援ということがありました。後でまたご議論いただけるとありがたいです。

5点目ですが、個々の教員の質の向上のことです。これは当然大事なことだと思いますが、個々の教員の質を向上させることはなかなか難しいところがあるので、チームとして力を付けていき専門性の向上を考えていくことが、全体としての教員の質を向上させることにつながっていくのではないかと。チーム力を向上させていくことが大事ではないかと。

6点目ですが、個別の指導計画については、具体的な指導内容を記入してほしいということです。これは確かに一人ひとりの子どものことが非常に細かい形で多方面から情報として盛り込まれるということですから、一人ひとりの子どもの指導ということを考えると、非常に大事

なことになるだろうと。個人的にはそう思っています。

それから、7点目ですが、中高生の場合に、ネットいじめと今は言っているのでしょうか、そういう問題が特別支援学校の中でもあると聞いている、あるいはそういうことを経験していることから、情報機器の適切な使用などについても内容に加えてしてほしいということです。特別支援教育の方面からもぜひ考えてほしいというようなことなどがいろいろ総合的に出てきたように思っております。

このようないろんなご意見を踏まえて、今回、皆様のところにお届けしました資料には、全体会でのご意見なども盛り込んだ形で新たに骨子案が作成されていると思います。論点整理のところでも反映されていると思いますが、今日、さらに深めていただきたいと思います。おそらく皆様いろいろ考えをお持ちでしょうが、皆様それぞれが関心を持っている、あるいは、自分自身にかかわるところで非常にたくさん話題を出していただいたと思います。柱によってはもう少しご意見をいただきたいというところもあるように思われます。

それは、例えば、論点整理（案）というのがございますが、これを見ていただきますと、7つの大きな箱があって、そこにいろいろ引き出しがあると。いっぱい入っている引き出しもあるのですが、まだあまり入っていない引き出し、まだいっぱい余地がある引き出しもあります。余地があるという言い方は語弊があるかもしれませんが、ひよっとしたらまだまだ入れるものがあるかなという感じがします。ですから、できれば論点整理の表のところ、皆様のいろんなご意見でどんどん埋まっていくようにしていただくと、これが改革推進の元になる大事なデータになってくると思いますので、そういう意味でぜひこれを一つひとつ満たしていただきながら、改革推進の骨子案の一層の充実ということで進めていただければありがたいと思っております。

後で申し上げたいと思いますが、例えば交流や共同学習は本当に大事なことになってくると思います。交流や共同学習というのは、インクルーシブという言葉自体の中に、当然入ります。しかし、これについてはもう少しご意見をいただくとありがたいかという感じも持っています。あるいは、特別支援学校の特色が何かというとセンター的機能だと。特別支援教育に関しては、センターとしての役割を特別支援学校が果たす、これが正に特別支援学校の一番大事なところだということを言われてはおりますが、このあたりについてももう少しご意見をいただいてもいいかなとも感じております。また、特別支援学校の整備の問題などに関しても、一体どういった学校にしていったらいいのだろうか、どういう形でこれから整備をしていったら、子どもや保護者の方のニーズに答えていけるだろうかというところで、そのあたりについてもいろいろご意見をいただくとありがたいという気がしております。もちろん、他の柱についてもたくさんご意見をいただきたいと思っております。

一人でしゃべってしまいました、これで最後だと思うと、私なりに思っていることを少し言わせていただくような形でいきたいという気持ちも個人的にあったりしますので、余分なことを言ってしまいました。

今日も限られた時間ですが、皆様方からそれぞれのお立場でご意見をいただければありがたいと思います。

とりあえず、事務局から資料についての説明なり、あるいは、全体会後の経緯なり、今日、皆様にこういうところについてご議論いただきたいということも含めて一言お願いしたいと思います。

2 審議事項

(1) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）について

（事務局 東特別支援教育課長）

どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから資料1について説明をさせていただきます。先ほども部会長にも触れていただきましたように、前回の全体会において「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子素案ということで提出をさせていただき、ご意見を頂戴いたしました。その頂戴したご意見の中から、この骨子案に関わるご意見と、資料2の論点整理に書き加えるご意見を整理した中で修正をさせていただいて、「骨子（案）」として今回提案させていただきました。主な修正の内容について若干お時間をいただき説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1章の「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について」のところですが、ここでの主な変更点ですが、「(1) 策定の経緯」についての変更はありません。「(2) 特別支援教育全般の現状と課題」のところですが、ここにつきましては、まず、主な変更としては第2パラグラフです。インクルーシブ教育システムとは一体何かということで、インクルーシブ教育システムということの説明書きを加えております。「障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、(中略) 求められています」、ここまでは文科省の考え方です。このことを受けまして、県としての考え方として、連続性のある多様な学びの場において指導、支援を推進していくという考え方を記載をさせていただきました。

それから、第3パラグラフについては、前回の全体会で、個別の支援計画等の策定状況の記述について整合性を図る必要があるというご意見を頂戴したことを受けまして、「個別の指導計画あるいは個別の教育支援計画の更なる充実が求められています」という書き方に変えております。個々の校種の課題については、それぞれ小中学校、あるいは高等学校のところできさらに詳しく、今後、中間案に向けて記載していきたいと考えております。

2ページに移ります。第1章「(3) 計画の期間」についての変更はございません。

第2章の「インクルーシブ教育システムの推進について」は4つの項目に分かれておりますが、主な変更点について説明をさせていただきます。

まず、「(1) 早期からの一貫した支援」の中で、「ワンストップ型の相談機能の充実」と一部、文言の修正をしております。ここは機関を設置するというより機能を充実させるという県としての考え方をさらに明確にしたいということで変更したところです。

「(3) 就学前の取組」については、「早期診断」、「早期発見」という文言をこれまでは入れておりましたが、「気づいた子どもの行動上の課題」と書きぶりを優しく変えさせていただきました。

3ページの(4)は、これまでは「発達障がい等のある幼児・児童生徒等」という書き方になっておりましたが、幼児の部分については、すべて就学前のところでき詳しく記載をしていきたいということで、幼稚園・保育所の部分と小中学校、高等学校の部分とを、今後きちんと分けて記載をしていくということで、項目の変更も含めて一部文言の修正をいたしました。

3 ページの第3章の「特別支援学校における教育の推進について」はいくつかの文言整理はさせていただいていますが、その中でも「(2) キャリア教育の推進」のところで、今まで「発達年齢」という言葉を使っておりましたが、「児童生徒の学年」と変えております。それから、「キャリア発達」という言葉も使っておりましたが、分かりにくいというご意見も頂戴しておりますので、ここについては、「各発達段階において育てたい能力や態度」というふうに具体的に記述しました。

4 ページに移ります。主な変更点ですが、第4章の「小中学校における特別支援教育の推進について」の(1)ですが、これまでは「通常の学級」、あるいは「通常学級」の2種類の言葉をこの資料の中で使っておりました。文科省のいろんな行政資料の中でこの両方の言葉を使い分けてはいますが、一体どちらかというご意見も頂戴しますので、この推進計画策定のうへでは、文言として「通常の学級」という言葉でここは統一をしていきたいと考えております。この部分の第1パラグラフのところでアンダーラインを引かせていただきました。先ほども申し上げた「個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定を推進します。」と書いてありますが、今後、中間案に向けては今の策定状況の課題や活用も含めてこの中で記載をしていきたいと考えております。

(2) も文言修正をしております。今までは「通級指導教室」と書いておりましたが、「通級による指導の充実」と文言を修正したことと、「アセスメント」という言葉を使っておりましたが、「実態把握や適切な指導方法の判断」というふうに、より分かりやすい言葉に直しました。

5 ページに移りまして、「(4) 連続性のある多様な学びの場」と今までは書いてありましたが、ほかのところとの書きぶりを統一するということで、「連続性のある多様な学びの場の整備」とさせていただきます。

第5章の「高等学校における特別支援教育の推進について」ですが、ここにつきましても、小中学校と同じように個別の指導計画・支援計画等の策定についての課題、今後の考え方については、今後書き加えていきたいと考えております。それから、できるだけここは考え方にとどめて、具体的な施策等についても中間案の中でより記載していきます。現在、関係課との調整も図っているところで、第2パラグラフのところですが、「人的配置について検討します」とここには書いております。前は「人的配置の拡充について」となっていたましたが、拡充も含めてという視点には当然立ちますが、今の骨子の段階においては、「人的配置について検討します」とさせていただきます。

6 ページに移り、第6章の「教員の専門性の向上」につきましても、第2パラグラフで「専門性の向上を図ります」となっておりますが、この後に免許状の取得率についてもこれまでは記載がありましたが、削除させていただき、今後、中間案の具体的な施策の中で書いていきたいと考えております。

第7章の「特別支援学校の整備」のところは、現段階では変更はありません。

この資料1については、前回のご意見を受け、関係課等との様々な調整の中で一部文言等の整理をさせていただきました。併せて、資料2については、全体会の中でいただいたより具体的なご意見をこちらに載せておりますので、今後、中間案の作成のときに、ここに記載した様々なご意見を活用していきたいと思っております。

この骨子(案)ですが、今日もご議論いただき、今日のご意見をもとに今後、市町の教育委員会をはじめ、関係する様々な皆様のご意見も聞いていくこととなります。そして、来年度以

降の中間案の策定に向けて取り組んでいくこととしております。したがって、今年度の段階では骨子（案）と「(案)」を付けた状態で今後の全体会等でもご審議をいただこうと考えておりますので、その点をご了知いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、前回の全体会からの変更について説明をさせていただきました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

(栗原部会長)

事務局からの説明のとおりですが、何かご質問等はございますか。

(亀井委員)

3ページの「(4) 発達障がい等のある児童生徒への対応」の中で、一つ起こすのか、この中に入れ込むのかですが、保護者への対応を考えると、この中に専門職の協力を得ることが必要になってきます。私の経験から、教育職の中でいろいろそういう事例をお持ちですが、保護者からなかなか理解いただけないことがあります。ただ、医療職がいろんな症例の中での経験によることによって、よりそれがスムーズにいくことがあります。ですから、児童生徒への対応と保護者への対応とは、ご無礼な話かもしれませんが、やはり医療職、福祉職、教育職、そして保護者が一体となって切れ目のない対応をしていくということであれば、医療職とするのか専門職の協力を得ながらとするのか、そういうことがぜひ必要です。保護者を入れるか入れないかは別にして、もっと違う起こし方があるかわかりませんが、これは非常に現場が困っているということでもないかわかりませんが、やはり専門職の協力を得たほうがスムーズということがありますから、その辺をどういうふうに整理するかをお考えいただけたらと思います。

それと、5ページの「(4) 連続性のある多様な学びの場」の中で、これを進めていくのに所管担当の教職員の専門性を向上させていくことにとどまることなく、これは全教職員がやらないかんことです。学校全体ですから、全教職員が連携・協力してやっていると。私、この間の障がい者施策の推進協議会のときに、はたと気がついたのですが、障がい者施策推進協議会、健康福祉部による開催でしたが、この中で誰か出てくれていましたか。いないですか。教員も誰か行ってないかな。その協議会に行ったのですが、このときにある企業の方、今、100名ぐらい雇用いただいている企業です。その中で初めは従業員に理解が得られにくくて、非常に困ったという話をされて、ある一定の研修などをすることによって、そういう方がいてくれるがゆえに、非常に企業としての雰囲気は良くなった、工場内の雰囲気が良くなった、優しくなっている、こういうことがあるわけです。ですから、これを一定その方にかかわっているという方だけでなく、全教職員が一丸となってこれにあたっていくという、学校を挙げての雰囲気が非常に大事だと思います。ですので、これを申し上げておきます。

それと、論点整理の中の、今私が経験しているところですが、19ページ、「発達障がいのある生徒への対応」の中で、中学校まである一定、きっちりしたシステム、盤石ではないが、ある一定のシステムを持っていて、発達に課題がありながら、それなりになんとか過ごしてくれるわけですが、高校になって学校へ行かなくなるとか、違う二次的な障がいが見ることが出てきます。この生徒が相談できる適応教室はない。こういうことに対してどういうふうな体制で高校教育の分野で対応していくのか。

今、私も経験していることもあります、30歳を超えてからも出ることがあります。30歳を超えてから統合失調とか出てくる方々もいらっしゃいますので、小学校、中学校までそのまま来て、高校になってから二次的な障がいが出てくるということがあります。これに対してきっちりした適応教室というのか、そういう子どもたちに対してもきっちりした対応ができるような体制を高校教育としてやっていくべきだと思っていますので、それを申し上げておきます。

(栗原部会長)

ありがとうございます。これからご審議していただくところでは、これはお諮りしての話ですが、とりあえず一応柱に、みんな関連するものですから、今、亀井委員がおっしゃったような形でいろんなことが関連事項として出てくるとは思います。私が今思っているのは、柱ごとにとりあえず、特に今までご意見いただけてないと思われるところを重点的に、柱を分けながら進めていこうとは思っています。そのときにまた改めて今、亀井委員におっしゃっていただいたことも、個別のテーマについて少しずつ深めていながら、全体の中身のことについてもさらに掘り下げを図っていくというようなことで進めさせていただこうかと思っています。そのあたりはいかがでしょうか。審議の進め方に関して、そのご意見をいただいたうえで。

(亀井委員)

それは会長の権限でやられたらいいです。私は今の説明の中でこれを見てきた中で気が付いたことだけ申し上げました。

(栗原部会長)

私、ついつい今のことに関して、私はこうとか、他の委員はということ自分で思いかけたものですから、ちょっと待ってと思って自分で整理してのことですが。

とりあえず今、いろいろご説明いただきましたので、とりあえずは全体にわたって結構ですので、今、亀井委員もおっしゃっていただきましたが、他の委員はいかがでしょうか。質問でもご意見でもよろしいかと思えます。

(曾我委員)

今、説明をいただきまして、3ページのところで就学前と小・中・高等学校を分けて記載をするという説明をいただきました。それで、1ページにもどりますが、「(2) 特別支援教育全般の現状と課題」では全般ということで、就学前も含めた考えをということで受けとめさせていただいてよろしいですか。

そうなりますと、「発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに」という文章がありますが、やはり就学前、幼児も今とても増加している実態がありますので、幼児という言葉を加えていただければと思いました。

そして、その後のすべての公立小中学校、高等学校において、特別支援教育に関するところがありますが、幼稚園でも県の特別支援教育体制整備状況調査というのを同じようにしていただいております、小中学校では校内委員会やコーディネーターが100%というデータをいただきましたが、幼稚園でも年々、コーディネーターの配置が進んできておりますので、もし

ここで幼稚園もということを一言記載していただければと思います。よろしくお願いします。

(栗原部会長)

資料1の大きな1の柱の(2)のところ、これは全般という言葉が入っているので、幼児の場合も含めて、あるいは幼稚園という言葉も盛り込んで表記していただいたらどうかという要望です。

とりあえずご意見をいただいて、事務局でまたコメントをいただくということをお願いしましょうか。

(山川委員)

「2 インクルーシブ教育システムの推進について」の中の「(3) 就学前の取組」のところですが、2ページのところで「乳幼児健診や、幼稚園、保育所で気づいた子どもの行動上の課題について、保護者や関係機関との共有が行われるよう支援を進めます」と書いていただいています。これはこれでいいんだろと思いますが、この総論の部分でもう少しここを具体的に書いていただくというか、乳幼児健診は主体は保健サイドだと思いますが、前から言っております5歳健診などは、ぜひ教育のほうも一緒に情報共有をしていくというように、もう少しやるというのが見えるような形で書いていただけるとうれしいと思っておりました。

論点整理のところでは言いたいことがあります、とりあえずここではそこも少しという形で思います。

(小澤委員)

亀井委員が最初におっしゃったことに関してですが、論点整理の中で私も全く同じことを考えておりました。2章の「(4) 発達障がい等のある幼児・児童生徒への対応」の中で、今後の見通しの内容に関して、課題として特別支援学校のセンター的機能を利用すべきであること、保育所に関しても健康福祉部との連携によってという課題が綴られているところを、今後の見通しの中でそれを活用するような文言がないので、こちらにも具体的にどういうふうに連携し、協力をしていくかということを入れていただきたいと思います。

これを考えるにあたって、自分の学校の現状を思い浮かべますと、生徒と接している我々が発見して、相談に行くところは大体保健室です。保健室にいらっしゃる相談員といえば、気軽に相談できる方は養護教諭であったり、月に何回か来られている教育相談の支援員の方であったり、そういった限られた方のサポートでしか協力が得られていない現状があります。やはり常駐していただいているほうが、我々教員としては、その中で個別の支援を生徒にしていきやすいということもありますし、生徒自身が直接支援員の方と話をして、良くなっていけばいいなということも思い浮かべながら、具体的にどういった協力体制を考えているのかということも具体的にこちらへ入れていただけたら、とても力強いと思いました。

この部会の冒頭で会長からおっしゃっていただいた前回の全体会における数値に関する意見についてです。論点整理の中でいきますと、小中学校に関することと、高等学校における特別支援教育に関する両方について、教員配置の今後の見通しの中で記述いただいています、こういったような数字の裏付けがあって、今後の見通しがどのようになっているのかという具体的な数値がいずれ出てくることを期待しています。これが2点目です。

人的支援の中の小中学校のことに關してですが、4章の「小中学校における特別支援教育の推進について」の「(3) 特別支援学級における教育の充実」の中に、その計画的な教員配置の文言を入れていただいておりますが、先ほど私が申し上げた専門職との連携に關わってくると思いますので、通常の学級における特別支援教育の推進は、通常の学級の中でも専門的な支援が必要になってきているのかと。といいますのも、具体的に県のほうで調査をしていただいた数値によりますと、小中学校の通常学級に6.5%在籍すると具体的にあがっておりますので、そちらのことを考えると、特別支援学級もそうですが、通常の学級でも同じぐらい教員の計画的な配置も必要ではないかと考えました。

(栗原部会長)

山川委員、論点についてということで控えていただきましたが、ついでにお願いいたします。

(山川委員)

論点整理についても同じくインクルーシブ教育の就学前の取組のところで意見があります。10ページの真ん中のところの下のほう、以前にここで5歳健診の話が出て、左の欄に「実施しているところが広がりつつあります」とか、「効果を上げています」というのは入れていただいて、それに加えて、真ん中のところに「園医健診は有効である一方、見たてに幅が出る場合があります。また、障がいの程度が軽度な場合、医師による発見は難しいことが課題となります」というところと、「既存の健診等を活用して、障がいの早期発見や、関係機関へ引継ぎについて」というのを書いていただいておりますが、園医健診のことについて、医師会の園医部会の担当の先生から話を聞いてきたのですが、今、三重県で5歳健診をやっているところが5ヶ所です。津市と紀北町と名張市と志摩市、伊勢市ということですが、そのうち、園医が園医健診の中でやっているのは、津市と紀北町だけです。

前におっしゃったように、園医によって大分違うというのも、園医が小児科医でないという場合もありますし、普通の園医健診の中でいわばボランティア的な形で、医師がそれをなんとかしないといけないということで始まったものなので、モチベーションを維持していくのになかなか難しいところがあるとも聞いています。

名張市では、最近、予算を取ってきちっとしたシステムの一次健診、二次健診という形の健診が始まっていますので、非常に医師会の園医関係の人も注目しているところです。そういう行政が前に立った形で5歳健診をしていくべきと考えています。「三重県保健医療計画(第5次改定)健康福祉部」という25年3月に出たものにも、健康福祉部のほうでも5歳健診の実施を含めて乳幼児健康診査の充実を図るという記載があると聞いています。教育サイドとしても5歳健診をきちっと行政で行っていくことは、学校に入ってから非常に役立つものなので、そこに参加するという形、なるべく入っていただきたいということをぜひ書いていただけたらと思っています。

ただ、5歳健診というのは、障がいを見つける場所というより、小学校でどんな支援が必要なのかを見つけていく場所という形で考えていくほうが良いというのは、学会などでも言われております。障がいを見つけるというスタンスではなく、学校に入ったときに支援が要る子どもを見つけて、どのようにその子に支援をしていくかをみんなで考えていきたいと思いますというスタンスでやっていく視点を、ぜひ書き込んでいただけたらと思っています。

「既存の健診等を活用」と書いていただいておりますが、この既存の健診が、3歳児健診で見つからないものを見つけるために5歳健診をするわけなので、就学前健診しかない形になってしまいます。ですので、就学前健診を使うのであれば、それはそれで今の就学前健診のやり方を大幅に見直す必要があると思いますし、ここはもうちょっと考えていただけたらと思っています。

(栗原部会長)

ありがとうございました。それでは、とりあえず一通り、西田先生、何かおっしゃりたかったら申し訳ないですが。

今、いろんな項目、柱についてご意見、ご質問などが出ましたが、とりあえず、これについては事務局からコメントできる部分はコメントしていただく形でもよろしいですか。全部答えていただくのも大変だと思いますので、また議論の中で深めてという方法もありますので、何かありましたらお願いします。

(事務局 東特別支援教育課長)

たくさんの貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。考え方として、今、頂戴した意見のほとんどは、いずれ中間案を策定していくときに、どういう視点に立って我々が考えていかなければいけないかという点でのアドバイスだったと思っています。記録も取っておりますので、その多くは論点整理の中で事務局として再度、整理をさせていただきたいと考えております。委員の皆様から言っていただいたことも、論点としては大きくは早期からの一貫した支援体制という観点で、個々の診断のことや、機能との連携というところで多くはご発言いただけたかと思っております。

そのほか、亀井委員がおっしゃっていただいた教職員全体の底上げの部分についても、我々は、この論点整理の中にも書いてあるかと思いますが、自校教育力という中に一つ整理したところもありますので、そういう視点で検討をさらに加えていきたいと思っております。

今のところは以上でございます。また、今後のご意見の中でよろしく願いいたします。

(栗原部会長)

今、いろいろご意見も既にあちこちにわたる形でいただいておりますが、一応順を追って一つひとつ加えていただくことや、論点整理でいろいろ書いてあるが、変えたほうが良いということも含めてご意見をいただこうかと思っておりますが、そういう形で進めさせていただいてよろしいですか。

では、順番に行かせていただきます。通り越したから戻らないという意味ではありませんので、とりあえず順番に行きますが、また何かありましたらご意見をいただくということでいきたいと思っております。

まず、1番目の柱の部分ですが、全体に関わる総合推進計画ですが、これについては、今、一部ご意見をいただきました。策定の経緯に関してのご意見は、全体会でも特に出でなかったようには思います。特にこの中の2番目のところで、「特別支援教育全般の現状と課題」というあたりについて、曾我委員からも出ていますし、他の委員のことも結局全般とえば、ここに関わる部分をご発言されていたのだろうと思います。この全般の現状と課題、骨子(案)の概

要に関する部分について、あるいは論点整理にも関わってもう少しご意見をいただけるとありがたいと思います。大きな柱の1の(1)、(3)に関しては特に出なかったような気がしますが、特に2の「特別支援教育全般の現状と課題」のところでご意見をいただくところから練っていったらと思いますが、いかがでしょう。

進め方はいろいろあると思います。いろんな各論的な話をしあって、結局、現状と課題としては何が出てくるかということが浮かび上がってくるかということで、最終的にここに戻るといった方法もありますので、一応順番どおりにいったらどうかと思っておりますが、いかがでしょう。

先ほど山川委員がおっしゃった園医健診の問題ですね。あのときに言われて、学会のほうでもここがポイントだ、スタンスとして大事だと考えられているとおっしゃっていただいたところですが、障がいを見つけるのではなく、もちろんそれは結果的にそうなるのですが、それよりもどんな支援が大事なのか、その支援のあり方、あるいは支援の中身を考えるために、小さいときにきちっとした健診が意味を持つてくるのじゃないかと。この辺のところ、私個人の意見として言わせてください。正にそれが特別支援教育だということだと私は理解しています。ですから、そういう意味では全般にわたる、ある意味で本当に基盤になる大事な考え方を一つ、ああいう形で紹介していただいたかと思っておりますが、私の理解でよろしいのかどうか。

(山川委員)

5歳健診に限らず、1歳半や乳児、3歳半の健診自体が昔と随分変わってきておまして、親のファクターも随分大きくなってきているので、厚生労働科学研究として研究している先生で、今、私もお手伝いしていますが、子どものどこに課題があるのか、それを解決するためにどうしたらいいのかという視点ではなく、今、この親子は何を必要としているのかという視点で健診を行っていかうと変えていく、既にそうなっていますが、そういうのをきちっと健診する医療者と、行政、支援する保健サイドや福祉やそういうところがうまく連携しながら、その親子をきちっと支援していかうというのを、小児保健の分野では確立しようということでいろんな先生が取組をされています。

なので、5歳健診についても同じような視点で、子どもだけを見ているのもだめだと思いますし、親の支援も非常に大切な視点で、これは学校に行ってからずっと続くものだと思いますので、そこのところをもう少し全面的に出していただいて、学校の先生も、教育はもちろん大事ですが、支援についても、お忙しいのはよく分かるのですが、親へも少し目を向けていただくというか、そういうのがはっきり書いていただくと嬉しいと思います。

(栗原部会長)

事務局のほう、発言がたくさん出てくるとは思いますが、それはそれとして記録に取っておいただき、後でいろんな形で中身に反映させていただけるとありがたいと思います。

先ほど曾我委員がおっしゃった中で、1の(2)のところですが、ここで書いてあるのが児童生徒という言い方がしてある。ここをむしろ幼児という言葉も含めて考えていただく、あるいは表記していただくことはできないだろうかというご意見をいただいたように思います。そこをできれば連続性のある対応が学びの場と考えれば、当然そのことも含まれて、将来を見据

えたというところにもつながってくるかと思います。その辺のところは特別支援教育、教育という言葉を使っているところから考えると当然幼児ということになりますが、もっと早い段階から生涯にわたって、これも教育とは何かという非常に根源的な問題になってきますが、それぞれの子どもがみんな自分らしく成長していくためには、それぞれの子どもがそれぞれに必要な支援、あるいはサポートを必要としていると。そういうスタンスに立てば、これは児童から始まるというよりも、乳幼児から当然そういうことが入ってきていいのではないかというところで、もっと広げて考えていったらどうかというご意見かと思いましたが、いかがでしょう。

(亀井委員)

それは結構なことなので、縦割りだから書きにくいとかあるのかもわかりませんが、それは当然ながら、私は妊婦からやっていかないかと思って、ネウボラ(出産・育児などを含めた家族支援活動に取り組むフィンランドの組織)の名張版というか日本版をつくっていかうと思っています。国もおもしろいのでやってほしいと言われていますが、それは妊婦からの問題ですから。だけど、そこでは書きにくいでしょう。今、山川委員がおっしゃった問題も一緒です。それは妊婦の段階からつくっていったら、そこに対してきっちりした相談ができるような体制をつくらないといけないわけですが、それは医療職も入るし、福祉職も教育職も入る。そんなネウボラの日本版をつくっていくべく来年度から国の支援を受けてやっていかうとは思っています。これは正に切れ間のない、この人は妊婦のときどんな病気になってどうなったということから分かるようなものです。そこからきっちりした相談、切れ間のない対応ができていくようなことをしていかなければならないわけです。

それを教育委員会がどういうふうに入れていくかといえば、非常に難しいので知事と相談しておいてください。知事はそんなのをどこかでしなければならぬと思っております。

(栗原部会長)

おっしゃるとおりだと思います。私も言葉足らずで申し訳なかったのですが、結局、教育委員会として考えていくところで考えると、教育あるいは学校教育というところをメインにして考えていくということでしょうが、結局いろんな部署、関係機関と連携を図りながら、途切れのない連続性のあるところに持っていけるような、その中の大事な一翼を担う教育の分野でどう考えていくかというところで見えていくことになってくるかと思います。

(亀井委員)

もう少し申し上げると、それは子どもだけを見ていいのかということになります。例えば、発達障がいとの関係などでも、保護者が今までにどういうことがあったのかとか、その部分が非常に重要になってくるわけです。ですので、本来ならそこからやっていかなければならないのです。ですから、モデル的に何かしていくことでさせてもらえたらと思っているのですが、知事はものすごいリーダーシップを持って子ども・子育てをやっていることなされているので、今日もそのことでも嘆願しようと思っているのですが、真伏副教育長、一度知事と相談しておいてください。その子どもさんだけを見ているだけではいけないということは理解されていると思います、今までに現場も経験されているので。

(栗原部会長)

亀井委員のおっしゃることも本当に大事なことだと思います。

いかがですか。全般の現状と課題という、この文言についてこういうふうな書き方でいいかな、抜けているところはないか、あるいは、もう少し適切な表現の仕方が出てこないかとか、そういうところで考えていただくということが中心になるのだらうと思います。この課題について考えるときは、考え方の根本にさかのぼることも当然あって然るべきだと私は思います。ですけど、それを議論していると、いくら時間があっても足りないことになりますので、折に触れていろいろ出していただければありがたいと思います。

幼児という言葉をここで入れるかどうかということが、さっき曾我委員から出てきた一つのポイントですが、このあたりはどうしたものでしょうか。

(事務局 東特別支援教育課長)

1 ページの現状と課題については、当然総論のことを書いております。今言われたご指摘も、もっともかと思っております。「(2) 特別支援教育の現状と課題」の第1パラグラフは、全体的な傾向についての記載ですので、1行目の「児童生徒数の増加が」と書いてあるところは、幼児も入れるほうが、より適切だろうとは思っております。

第3パラグラフについては、以下の文言の中で100%の設置となっていますので、ここは現状の記載にとどめておきたいと思っております。幼稚園の個々の課題に係る部分については、2ページで今後、さらに具体の考え方等については記載をしていけたらと思っておりますので、そのような考え方でご理解いただけたらと思っております。

(栗原部会長)

曾我委員、そういうことでよろしいですか。

それで、1についてはいかがでしょうか、「1 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について」のこの部分、特に「(2)の特別支援教育全般の現状と課題」、こうした内容について書き方、文言どうでしょうかというところですが、いいですか、特にご質問がなければ私がしゃべらせていただきますが、よろしいでしょうか。先ほど保護者の方のこともちょっと亀井委員の話の中で出てきましたね。

(亀井委員)

そうです。きっちりサポートしていくためには、保護者の理解がなかったらできないわけです。非常にそういう部分で現場は困っていると思います。ですので、それはある一定、親子でやらないかんわけですから、それがきっちりしたことを指導できる症例をお持ちの専門職の方が必要なのです。教育職の方もたくさん事例をお持ちの方がいらっしゃいます。ところが、なかなかそれが保護者に理解いただけないという部分もあります。ですから、そういう専門職の方の協力もいただくほうがいいということで、私のところはやっていますが、とても時間がかかって何ヶ月待ちになることもあります。1人レギュラーがいるのですが、これが何ヶ月待ちです。ですから、それが今は絶対必要でないかと思っています。

(栗原部会長)

西田委員、何かこういうときにおっしゃっていただけるとありがたいのですが、あまり今日はしゃべれない状況ですので、また機会を見ていろいろご意見をいただきたいと思います。

私、実は亀井委員がおっしゃっていた保護者という言葉をもう少し違う側面からも考えてみました。つまり特別支援教育ということで進めていくときに、特別なニーズを持った子どもの保護者の方の理解や協力、連携も非常に大事で、むしろこれがなければ進まないというのは当然分かっているのです。

例えば通常の学級でいえば、中央教育審議会の調査で6.5%の割合でいるという計算になり、1学級に1人や2人いても、数字の上では本当に普通のような状況になってきていますので、そういう子どもが正にその子らしい生き方をしていけるためには、先生が頑張るのはすごく大切なことだと思いますし、学校として頑張ることも大切だと思います。あるいは、保護者の方が一所懸命になることも大切だと思います。しかし、周りの子ども、あるいは周りの子どもの背後にいる保護者の方々がどう捉えていただくのか、どういうふうな形で理解していただけるのか、この辺のところを抜きにしては、特別支援教育は進まないと思っています。やはり一部の人の課題になってはいけない話だと思います。

そういうときに、障がいのある子どもさんの理解について、今風の言い方をしますと、理解・啓発という言葉がよく使われるようですが、その辺が例えば幼稚園、あるいは小学校、中学校、高等学校になるとまた様子が変わってくるかもしれません。その辺で保護者の方々への理解・啓発について、現状はどうなっているのかということも知りたいという気もします。学校によっては当然人権のことで大きなつながりがあるので、人権教育とか人権学習ということでやっているところも少なからずあると思います。その辺のところも現状はどうなっているのかということで、障がいのある子どもの保護者の方だけでなく、もっと一般の他の子どもたちの保護者の方々の理解、協力、連携、正にそれは自分の子どもの問題でもあるというぐらいのところできちんと取り組んでいただく、受けとめていただくことが必要だと思います。

その辺、例えば、急に申し訳ないですが、県の教育委員会の関連の部局で、保護者の方々に対しての理解・啓発というか、こういうことをやっているとか、こんなところが今は課題になっているかもしれないということで、何か教えていただけることがあると、非常に助かるなという気もします。いきなり振るような形で申し訳ないですが、いかがでしょう。幼稚園でも結構ですし、小学校、中学校でも結構ですが、あるいはPTA関係でも結構ですが、そんなところがあれば聞かせていただくとありがたいという気がします。亀井委員、そういうこともつながってくるわけですね。

(亀井委員)

それも一面ありますが、一方において、この子はこの通常の学級で自立に向けた営みの中で、やるのがいいのか、特別支援学校がいいのか、特別支援学級がいいのか、そこらをきっちりと見極めて、そして、保護者の方と一緒に協力いただいてやっていくという部分もあります。その中で難しいことは、やはり保護者の方もいろんな障がいをお持ちの方もいらっしゃるわけですから、それは両面できっちりとした相談事業をしていかなければならないわけです。

(栗原部会長)

急に、どんな現状なのか、あるいはどんな課題があるのかということで振ってしまったのですが。

(事務局 東特別支援教育課長)

例えば、保護者理解という観点では、学校全体の人権教育の取組とか、保護者に対する人権研修なども当然やっているとは思いますが、クラスづくりなどの観点で保護者と一緒に障がいのある子を巻き込んだ一つの学習活動をどうしていくかという取組もなされているかと思いません。一方ではパーソナルカルテの普及についても、明らかに障がいのある子どもたちの保護者を対象にはしているものの、どうかなと悩んでいる保護者も当然中にはおられますので、そういった人たちに対する周知の取組もされているかと私は考えていますが、そのようなお答えでよろしいでしょうか。

(曾我委員)

今、出てきました人権教育と通じるところがありまして、幼稚園というのは本当に一人ひとりの子どもたちをいかに丁寧に見ていくか、一人ひとりの子どもたちの特性に合ったかかわりをどのようにしていくか、特別支援教育、人権教育、すべてが幼稚園教育になってくるかと思えます。

うちの幼稚園、この1月8日からボリビアの子ども、母語がスペイン語で全く日本語がしゃべれない子どもが来ました。まず、その子が来て戸惑われたのが周りの保護者でした。子どもたちはすぐに馴染めても、保護者は送り迎えのときに戸惑う様子が伺えました。でも、子どもたちがその子どもに丁寧に、言葉はわからないのですが、仕草で子どもたち同士がかかわる様子を保護者が見て、輪が広がるとまでいかないのですが、本当に少しずつ、雰囲気的に感じる場所があります。やはり幼稚園では毎日丁寧に子どもの姿や生活を保護者に伝え、また、いろんな行事、いろんな中でとにかく細かく丁寧に伝えていくことをやっております。

(山川委員)

個別の話になりますが、外来で診ている子どもと保護者のことで、学校に入って学校でみんなとうまくいかないということが出てきたときに、先生と保護者との関係がうまくつくれていくと、保護者としても自分の子どもに悪気があってこういうことをするのでないと。こういうふうにかかわってもらえればトラブルを減らすことができる、そういうことをクラスのみんなに知ってほしいと。クラスのみんなやその保護者の方にも知ってもらって、いろいろトラブルを起こすかもしれないけれど長い目で見てほしいと。そういうことを訴えたいと言われる保護者も中にはいますが、先生がうまく場を設定していただいて、子どもたちに、「この子がこういうふうにするときは、こういうふうにしてあげれば解決するよ」と具体的に教えてもらい、保護者の方にも保護者会のときに、その保護者からも話をして、先生がそれをサポートしていただいてというふうにして、オープンにしていくことで、その子どもと保護者がすごく受け入れてもらいやすくなる。そういうことは何人かから聞いておりますので、先生方の力量や保護者との相性もあるかもわからないですが、そういうクラスみんなを巻き込んでの取組をしていただけると、とてもいいのではないかと思います。

(小澤委員)

うちの高等学校のことを考えますと、保護者に対して人権に関する講演会的な、研修的なことをしたという記憶はありません。伊賀の人権教育で一番盛んなのは、どちらかというと同和教育に関するることにとても力を入れているというか、それに関しては、まず、生徒に対して人権教育を行うという観点から1年生から3年生まで行っています。直接我々のほうから保護者の方に対して何かをすることはありませんが、生徒を通して保護者に何か伝わっていけばという観点から、我々は生徒へ人権教育という形で、特別支援教育のことに関してではありませんが、人権教育に関しては重なっている部分はあると思うので、そういったところから保護者に伝わるような形になればいいなという目標を立てて行っています。

一方で、以前も申し上げましたように、保護者という立場で少しお話をさせていただきますと、自分の子どもが保育所に在籍していたとき、障がいを持った子どもが2名いて、その子たちの保護者との触れ合いの中でいろんな事柄が分かかっていきました。その子にかかわっていた個別の先生方からもお話していただく機会をかなりの頻度で保育所側が設けていただきまして、保護者と先生方、そして、その子たちに関する会話をした中で理解が得られていくという経緯を経験しております。

保育所がかなり努力していたと今感じています。そういった機会を設けていただいたことに、とても感謝をしているところです。自分の学校のことを振り返って見てみると、その間、子どもが成長するとともに、保護者の存在も先生と保護者とのコミュニケーションも段々と薄れてしまいがちなので、そういった会話もなされる機会も段々無くなっていくという現状もあります。そういった人権教育という形で保護者の方に対してかかわっていくべきだろうということも思いました。

(栗原部会長)

ありがとうございます。この話は、次のインクルーシブ教育にも絡んできています。あえて項目を分けて、ここからは申し上げますので、もう1つ、今度はインクルーシブという柱のことも絡んだ形で議論をしていただいてもよろしいかと思えます。そういうことで進めさせていただきたいと思っています。

今日はしゃべらせていただきたい気持ちがありますが、例えば、最近といってもここ10年近く前ですか、いわゆる障がいというものをどう捉えるのかについて、国連レベルでも今までの考え方が違ってきています。難しい専門用語を使うとICF(International Classification of Functioning, Disability and Health)、要するに国際生活機能分類という一つの考え方が国連でもされています。

日本でもその基本的な考え方は理解して取り組んでいこうということになってはいますが、そのときに人の生きづらさや、あるいは、学習上や社会生活上の困難などが、どういうところからどんなふうに出てくるのだろうかということを考えていく一つのモデルとして、例えばそこに社会的な因子を入れています。当然これは人々の意識の問題とか、あるいは、いろんな整備の問題、インフラ、ソフトの面も、またいろんな学校のあり方なども含めて、それによって学習していくうえでいわゆる障がいのある子ども、あるいは大人の方についても、その生活上の生きやすさ、学習上あるいは社会生活上の困難、その様子は随分変わってきます。社会的因子

としての人々の意識の問題、あるいは社会のあり方の問題、あるいは価値観の問題とか、いろんなところをしっかりと押さえていかないと、障がいのある方に対して、こうしよう、こういうふうに支援しようということも、なかなかうまくいかず空回りしてしまうことが往々にして出てくるということになってくると思います。

そういうことを考えても、「保護者の方」と私が言い出したのは、この社会の人々がどういふふうに障がいのある子どもを受けとめていくかということに結局はつながっていく話なので、社会的な因子、社会的なファクターとして、そこを抜きにしてはなかなか特別支援教育ということでサポートをどう科学的に、あるいは医学的に、あるいは教育的な面から適切に進めていくかといっても、なかなかそれだけではうまく進まない部分も出てきてしまうだろう、残ってしまうだろうということの日頃いろいろ感じるころがあります。そういうことで保護者の方の理解も社会的な因子として非常に大事な意味を持っているので、その理解をより深めていただいて、実際に保護者の方とも子どもとも触れ合っていただく、そういうことが実際に頭で分かるのではなく、感覚的に体感的に分かっていくという意味で非常に大事な意味を持っています。それをどういふふうにつくり上げていくか、あるいは、今、どういふふうにされているのか、そのところが合わせて大事なテーマになるだろうというのが私の思いなのです。インクルーシブはそういうことにもつながってくると思います。

～ 休 憩 ～

(栗原部会長)

それでは、皆様おそろいのようなので、再開させていただきます。

インクルーシブ教育のところに関連することに話が流れていったというか、私のほうが一方的に話してしまったこともありましたので、これも含めた形でということで先ほど話し始めたところだったのですが。

ただ、これまでにたくさんご意見が出た部分もありますが、もう少しご意見をいただきたいところもあるかと思えます。第2部会としては今年度、これで最後ということですので、そのあたりのところをできればメインにしなごら、おそらく話はいろいろ関連すると思えますので、進めていけたらいいかと思えます。

何がまだあまり意見が出てないかということ、これもインクルーシブのことに関わってきます。あるいは特別支援教育全般に関わってきますが、「交流および共同学習」というあたりについて、まだまだご意見がいただけるといいかと思っています。これも結局、先ほど私が言いましたように、社会の人々の意識が正に特別支援教育がどういふふうに実を結んでくるかということにとっても、非常に大事だと思っています。実際に触れ合っているか、子ども同士も触れ合う、保護者の方同士も触れ合ってもら、そういう中で互いに理解を深めていくというところで、交流も共同学習も非常に大きな意味を持っているかと思っています。どこから入っていてもみんな関連すると思えますが、交流や共同学習に関して何か言いたいことや、こういうことはどうかというふうなことについてご意見をいただけるとありがたいと思えます。

その前にできましたら、既に皆様ご了解済みだと思いますが、念のために事務局にお願いしたいのですが、「共同学習」とか「交流」を文科省ではどのような意味合いで使っているかということを少しだけコメントしていただけますか。

(事務局 東特別支援教育課長)

交流学习ですが、障がいのある子と障がいのない子が同じ場で学習を通してお互いに理解し合うということです。

具体的な展開としては、例えば特別支援学校を一つの例に取ったときに、特別支援学校と、その特別支援学校がある地域の小学校なり中学校なり、あるいは高等学校等の学校間の交流という形態で取り組んでいます。

2つ目の形態としては、特別支援学校に在籍している子どもたちは、本来ですと地域の小学校あるいは中学校に在籍するわけです。いずれ地域へ帰ってその地域で生活していくときに、その子の存在を知っておいてほしいという観点から、居住地校交流ということで取り組んでいるケースがあります。

あと、3つ目の形態として、学校が所在する地域の住民等とのいろんな交流ということで、学校がその地域の中に存在し、周りの住民の方々の理解の中で学習等を行っていく観点から、地域を巻き込んだ交流という形で取り組んでいます。

(栗原部会長)

特別支援学校のことを例に挙げてのお話でしたが、特別支援学級については。

(事務局 東特別支援教育課長)

今は特別支援学校を例として挙げさせていただきました。特別支援学級の場合ですと、その子の属している親学級というのがありますので、通常の学級で学習している子どもたちと一緒に学習をする場面、あるいは、もう少し大きな学年全体とか学校全体で活動する場面もあります。このような形態を共同学習と呼んでいます。

(栗原部会長)

私があえて今、このことを説明してくださいと言うまでもなかったと思いますが、交流や共同学習もイメージの仕方によって随分形態が変わってくるように思います。

重ねてですが、三重県がどうなっているかということについて、皆様にご理解いただきたいと思うので、もう少し事務局に説明をお願いしたいと思います。

例えば特別支援学級というのが学校の中にあります。もちろんいろんな障がいに対応した学級がありますが、その学級で学んでいる子どもたちは、先ほど親学級というような言い方をされましたが、子どもの籍そのものは、小学校で言いますと何年何組だと。しかし、子どもによっていろいろでしょうが、一日のかなりの時間を特別支援学級で過ごして、かなり濃密な指導を受けて、しかし、何年何組のクラスの一員だということを原則にして考えているのが一般的なのでしょうか。以前ですと、最初から何とかという特別支援学級、当時の特殊学級ですが、そこに籍があって、ふだんは全く違うクラスの子どもたちという感じになってきていた時代もありましたが、今の流れとしては、親学級、つまり何年何組、小学校に入るときには特別支援学級で学んでいるようが、三重県の場合は何年何組に在籍しているという方式で来ているのでしょうか。

(事務局 東特別支援教育課長)

籍は特別支援学級にあります。ただ、その子の学年がありますので、教科あるいは教育活動によってその一部を、例えば音楽の授業は3年生のみんなと一緒に学習するという場合もあります。主たる学習は特別支援学級で行っています。在籍に応じて当然、教員配置もされているということです。

(栗原部会長)

そういう形態を三重県の場合には取っていることも念頭に置いていただきながら話をさせていただけるとありがたいと思います。

今、交流については、かなり具体的な形でタイプを紹介していただきました。共同学習というのも、例えば、音楽の授業を何年何組の子どもと一緒に受けるとか、あるいは何か活動をするとかいうことで、場と学習内容を一緒にしながら同じように学習していくというような理解でよろしいのでしょうか。

要は、なぜそれが必要なのだろうか、なぜ今、文科省でも特別支援教育を進めていくにあたって非常に大事な意味を持っているのかというあたりを考えながら話を進めていくことが大事なことではないかと私は思っています。ご意見いかがでしょうか。

(曾我委員)

「(4) 交流および共同学習」のところになるかと思いますが、下線部のところで「障がいのある子どもが十分活動できるよう取組を進めます」とありますが、もちろん特別な障がいのある子どもがメインだとは思いますが、障がいのある子どもに優しい教材を選ぶことによって、周りの子どもたちにとっても、それは丁寧というか、特別な支援を要する子どもがいることによって、周りの子どもたちもすごく育つ部分が大いだと思います。この部分はすべての子どもたちにとって良い学びができるというか、うまく表現できませんが、障がいのあるお子さんだけでなく、交流や共同学習をすることによって、みんなが分かりやすく学びが深まるということと捉えていってはいかがでしょうか。

(栗原部会長)

例えば、今おっしゃっていただいた「学び」というのは、大事な言葉だと思います。すべての子どもにとって優しい「学び」ができると。その学ぶ内容は、教科的な学習に関してももちろんそうですが、例えば、人としてお互いにつながり合うとか、コミュニケーションを取り合う、理解し合う、そういう人として大切なことを学んでいくという意味でも、「学び」ということを今おっしゃったと理解してよろしいですか。

そうすると、ちょっと強引に結びつける考え方になるかもしれませんが、例えば、今、文科省が新しい学習指導要領の改訂の中でも言っていますが、生きる力を育むということを非常に強く前に出しています。正に生きる力を育むということに、どちらも子どものサイドから見ても、そういう言い方は良くないかもしれませんが、どの子にとっても生きる力を育む、そういう意味で交流や共同学習は非常に大事な意味を持っていますと。学びやすさということを考えても、例えば、抽象的な言い方ですが、発達障がいの自閉症の子どもには、視覚的な教材が非常に大事ですが、視覚化ということが、よく考えてみると自閉症スペクトラムの子どもだけで

はなくて、どの子にとってもとても大事だと。例えば板書の仕方一つ取り上げても、板書の仕方によって子どもの理解の仕方がまるで変わってきてしまうと。これも一つの視覚化の具体的な例だと思います。そういうところにもつながっていく、つまり、どの子にとってもいろんな意味で力がついてくる、正に大きく言えば生きる力ということになってくると思いますが、そういう意味で共同学習や交流は捉えていくことができるのではないかとおっしゃっていただいたと理解してよろしいのでしょうか。

ほかにいかがでしょう。

(沼口委員)

所用で遅れて申し訳ありませんでした。

今の問題ですが、実際に私は1年間に小学校に随分行きますが、特別支援学級が、今年2倍ぐらい増えた学校があるのですが、1年間、その子たちを見ることはありませんでした。なぜかという、校長先生にお伺いしたら、校長先生は特別支援教育の専門の先生だったらしく、とにかくいろんなタイプの障がいの子がいて、皆さんの目が気になる子どもがいることや、保護者のこともあるのでということでした。PTA会長を4年間していたときでも、ほとんど特別支援学級にかかわることがありませんでした。ですから、こちらからかかわることが非常に難しいという印象があります。学校側から、例えば文化祭か何かあれば、特別支援学級の子どもがつくったものなどを展示するとか、あるいは校長先生やその責任者がきちんと説明をしたうえでかかわらせていただかないと、何年間もかかわることなく、どんな子どもがどういう学習をしているのかさえ分からない。もちろん運動会なんかでは、きっとそこにいるのだと思いますが、それさえ顔が分からないということからすると、ここに書いてあるような、あるいは、今おっしゃっていただいたような言葉だけでは、とてもじゃないですが保護者の意識も変わってこない。だから、保護者の意識を変えていただくような施策も実際の行動を起こせるようなことを何か学校の側が考えていただかないと、我々は触れる機会がありません。

(栗原部会長)

ちょっと前にそういう話が話題になったのですが、今おっしゃっていただいた保護者というのは、その子どもの保護者のことですか。

(沼口委員)

こちらがかかわろうとしても保護者はどう思うのかと。例えば、授業参観の日にその教室の前を通ります。先生方は入れますが、我々が入るような余地はありません。専門家向けのことをしていて。もう一つ言えば、教室のあり方から変えていったら、自然に触れ合う、あるいは、学校が気をつけていただいたら僕らが普通に触れ合うことはできると思うのですが、そういう形から入ることも必要かなと思います。学校の形、最近の建築なんかはよくできていまして、ご存知だと思いますが、古いタイプですと、廊下と教室があるだけで、しかも窓が上のほうにあって何も見えません。だから、学校が何らかの配慮をしなければ、保護者は何も知らない、知り得ることもないし、こちらから授業を見せていただけますかと言っても、この子はこういう障がいがあって、知らない人の顔が見られないとか、言葉をかけてくれるなということがあって、触れてはいけないのかなと。ついぞ、名前も顔も知りませんし、知ることがもしかしたら

子どもの保護者の気分を悪くさせる可能性もあるかなといろいろ考えると、それ以上何も言えません。1回だけです、僕がその校長先生に交流をしたいと言ったのは。専門家以外は触れられないという感じで、何ともならなかったのですが、そのまま4年間過ぎていきました。

そういうことを考えると専門家や学校側から様々な試みをしていただかなければ、普通の保護者や子どもたちも、もしかしたら触れ合うことがない。遊び場もありませんので、そういう時間がきつとないのだらうと思います。実際にはそんな感じですよ。

(栗原部会長)

周囲の子どものことですね。そのことをさっきいろいろ話題にさせていただいていたのですが、今、おっしゃっていたことを私流に言葉を置き換えて言いますと、いろんな意味でバリアが大きすぎる。バリアというのは、目に見えるものと目に見えないものと両方含めての話ですが。バリアをどのように崩していくか、低くしていくかというところが、交流あるいは共同学習についても一つは意味を持っていると。実際に触れ合うことで初めて分かることはいっぱいあると思いますから、それは子ども同士もそうですが、保護者同士も触れ合うことを通して垣根を低くしていくところがとても大事なかなと思います。

そのために学校として何ができるか、あるいは教育界のレベルではどういうことがなされていて、あるいは、どういうことが課題になっているのかみたいなのところも、合わせてこういう問題を考えていくときには、関連して大事なことになってくるのかと思います。

さっきICFという言い方をしたのも、周りの人たちがどういう受けとめ方や理解の態度を取ってくれたらどうなるか、どう生きやすくなるか、どう生活しやすくなるかということで随分変わってくるのが大きいので、そこに教育サイドでどう働きかけができるか、あるいは、いろんな機関との連携を図ったらいいかということにもつながってくるかと思いました。

限られた時間で、残りがどんどん少なくなって申し訳ないですが、交流あるいは共同学習、まだまだほかにもいろいろ議論していただきたいところがあります。前からあまり出てきていないのが、特別支援学校のいわゆるセンター的な機能の話です。これは先ほど少し小澤委員でしたか、特別支援学校の先生方が学校に来ていろいろ話をしてくれたということもそうだと思いますが、センター的な機能のあたりについて、何かご意見はございませんか。これは保育所や幼稚園、幼児のところには、地域の特別支援学校からコーディネーターの方とか、あるいはそういう支援をする人が、もちろん要請があって行っていただく形が普通だと思いますが、何かそういう形で近隣の特別支援学校とつながってということはありませんか。

(曾我委員)

以前の幼稚園でとても重度の肢体不自由の子どもをお預かりしたことがあります。そのときにはこちらから特別支援学校のほうに要請して、その子に対する支援等について具体的にいろいろご指導いただきました。専門的なことをお聞きすることは、とても参考になります。

(栗原部会長)

そうですね。それは、もちろん就学指導のことに関連しても、そういう方面の方が就学指導委員会の委員になっていることが多いですから、子どもの様子を見せていただいたり、先生方からいろいろお話を聞かせていただいたり、保護者からもとか、いろんな形でやってはおりま

す。特別支援学校の機能として、特別支援教育に関してセンター的な役割を果たすというところも特別支援学校ならではの役割だということで、非常に強調されているところです。これもどんどんそういう機能が発揮しやすくなる、あるいは、それをまたどんどん吸収してもらうという関係をもっとこれからつくっていったらいいのかなという感じがするのですが、小澤委員、高等学校ではあまりそこは。

(小澤委員)

そうなんです。先ほど事務局で参考にとということで例を挙げていただいた特別支援学校と特別支援学級における交流および共同学習ですが、特別支援学校は県立で一つの学校として設置され、特別支援学級に関しましては小中のみの設置となっております。高校教育の現場においてそういった交流や共同学習の機会が全くと言っていいほどありません。

ただ、幸いに伊賀白鳳高校は専門学科が7学科ありまして、そのうちの1学科が機械科ですが、機械科はずっと以前から伊賀つばさ学園の道具や備品等、いろいろな注文を聞いてきて、それを一定期間で作製をして納品していく活動をしています。今日は納品の日でしたが、そういった交流をしているので、伊賀つばさ学園の生徒とかかわっている子どもたちにとっては、とても良い交流の機会だと思っています。

しかし、それは本校だけのことで、他の高等学校のことを思うと、おそらくそういった機会は全くと言っていいほどないのかなと思います。そのように考えますと、小中学校での特別支援学級との交流はとてもいい機会だなと思います。そういった交流を子どもたちが成長していく過程で継続して行っていくことも大事かと思っています。小中学校で終わりということではなくて、高等学校でもどういった形ででも結構ですので、教育課程の中に盛り込むとか、交流の機会を設けていくことがまず一つと、それを1回や2回ではなく、3年間を通して継続的な方法で行っていく機会があれば、とてもいいなと感じます。合わせて、子どもたちもそうですし、そのかかわりの中で教職員にとってもいい機会になるかと思っています。

(栗原部会長)

これも教員の専門性の問題にも関わってくる内容を含んだお話だったような気もしますが、いかがでしょうか。

(山川委員)

今、かなり重度の子どもでも療育センターから直接特別支援学校に行くのではなく、一回は保育所や幼稚園に行きたいということで、かなり重度な方が保育所や幼稚園に行かれる傾向にあると思います。その加配を付けてもらっているいろいろな手厚くしていただくと、子どもの様子が変わってくるのが見えるので、かなり重度の子どもでも、学校に行くまではみんなと一緒に過ごしたいという希望がかなり強いです。知的なことだけを考えれば、はじめから特別支援学校のほうがいいのではないかと思われる子どもでも、一般の学校の支援学級に行かれる方がかなり多いと思います。受け入れた側の学校で慣れた先生がかかわっていただければいいのですが、その子がどういう子どもか分かってもらうのに、2、3ヵ月かかってしまうということも聞きますので、小学校において、特別支援学校と特別支援学級の担当の先生が日常的に情報交換するとか、できれば特別支援学校の先生が巡回などをして、学校でどういうふうにかかわればこ

の子はうまくやっていけるということをアドバイスしていただくとか、そういうルートがきちっと確立すると非常にやりやすくなるのではないかと考えています。

(栗原部会長)

それは特定の先生というよりも、どの先生もそういう力を持っていただくことが大事なことでと理解してよろしいですか。

(山川委員)

重度な子どもになればなるほど、親学級にいる時間は長く取れないとは思いますが、親学級の子どもと交流したいということで地元の学校に行くわけですので、適切な介助をしてもらえれば、親学級にいられる時間をつくってほしいというのが保護者の希望だと思います。そうすると、かかわる先生方が戸惑ってしまうのではなくて、担当の先生もまずこの子がちょっと困っているときには手が出せるというふうにしていただけたら素晴らしいと思います。

(栗原部会長)

先生方がいろんなことを知っていただくという、障がいのことや障がいのある子どもの支援に関してということですが、現職の先生方に関しては、県の教育委員会でもいろんな研修会や講座などを開いてやっていただいていると思います。そのあたり、もし差し支えなければ、中身を紹介いただけますか。

(西口次長)

先生方に対しましては、大きく分けると基本的な研修としてすべての先生方に特別支援教育の中身を知っていただきたいという研修と、専門性にさらに伸ばしていただきたいという研修の2つの柱を持ちながら実施しています。

まず、すべての先生方ということで、初任者、教職経験5年、教職経験10年の悉皆研修に特別支援教育を位置づけて研修をしております。また、新任の管理職になられた先生方にも、悉皆で来ていただくときにきちんとした内容を伝える研修を実施しております。それから、先ほど話題になっておりました小中学校の特別支援学級に関わってですが、初めて担当される先生方にも、その年に研修を受けていただいて専門性を向上していただくことを柱の1つとしています。

それとは別に、さらに専門的に学んでいただくために、これは幼稚園の先生方から高等学校、特別支援学校の先生方までを対象に、希望研修を受けていただくような機会も確保させていただいています。

また、今、先生方が研修に総合教育センターまで出向くことが難しい状況もあり、地域の市町教育委員会と連携してブロック別研修という研修も実施しています。さらには、派遣研修でより高度なものを学んでいただくという形の研修も用意しています。

本県の特別支援教育の教員の専門性を図るためのことはやっているような現状です。

(信田次長)

特別支援学校の教員の採用にあたっては、特別支援学校教諭の免許状を持っていることを一

つの条件にさせていただいているのが一つと、それ以外に特別支援学級を担当されている先生方に専門的知識をつけていただくための認定講習、これは特別支援学校の教員免許状を持っていない先生に免許状を取っていただくための講習ですが、夏休みを中心にさせていただき免許状を取っていただく取組も行っているところです。

(栗原部会長)

県の教育委員会では現職の教員の方に対してのいろいろな意味での研修のサポートをさせていただいているということです。

大学のほうでも教職の免許を取るには、呼び方はいろいろありますが、教員になるというのであれば、特別支援教育の基本的なことだけは、例えばせめて2単位ぐらいは必ず履修してくださいということでカリキュラムを組み替えている大学もあります。私は個人的にはどこの大学でもやらなければというぐらいのところに時代としては来ているかという気はします。教員にこれからなる人も、現に教員として子どもたちと向き合っている人も、専門的な力をどんどん付けていただけるような機会を設けるなり、そういうカリキュラムを実施するなりしていくことが、結果的に子どもにも、保護者の方にも、あるいは周りの子どもたちや保護者の方にもいろいろな意味で大きな力になって働いていくことではないかと思っています。

いろいろ話があっちこっち関連しますのですみません。

センター的機能の話ですが、いろいろ成果も当然あるわけですし、合わせて課題も出てきていると思いますが、県の教育委員会のほうで何かセンター的な機能に関して、今、こんなところが課題になっているとか、これからこういうところに焦点を当ててという時代になってきているとか、そのあたりについては何かいかがでしょうか。論点整理の中にもいろいろ書いていただいておりますが、何か工夫なりありましたら。

(事務局 東特別支援教育課長)

特に特別支援学校が果たさなければならないセンター的機能の課題としては、今、それぞれの特別支援学校は主たる教育の障がいの教育部門というのを持っておりますので、例えば肢体不自由の特別支援学校であれば、その肢体不自由教育について、地域の学校に対していろんなセンター的機能は十分に果たしていく必要があると思っております。

ただ、昨今、特に小中高等学校からの期待される要請の一つに、発達障がいに関する要請がありますので、これについてはどの学校においても、ノウハウの普及をその地域との連携の中で進めていかなければならず、これが一番大きな課題だろうと思っています。特別支援学校の教員の発達障がいに係る専門性の向上が問われていると思っています。それをいかに地域に小中高等学校と幼稚園も含めてですが、連携を図っていくか、この辺の体制整備が今後の考えていく視点かと考えております。

(栗原部会長)

あまり私と事務局の方との間の話ばかりになってはいけませんので、どうぞ委員の方々、何かございましたら。

今後の特別支援学校の最後のところの柱ですが、今、特別支援学校のことがずっと話題になってきていますが、整備の問題も関わってくるかなと思います。ただ、今、事務局から話のあつ

た発達障がいとは、やはり特別支援学校の先生方がきちっと理解なり、ノウハウをしっかりと持ってもらうことが、センター的な機能ということを見ると非常に大事な意味を持っている、これが課題だろうと話していただきました。それをソフトの部分と考えますと、整備という意味ではハードの部分として学校をどうするとか、どういう部門にするとかということはありません。また、ちょっと違う側面ですが、やはり先生方の正に人的なパワーとして、発達障がいというものについてしっかりした理解を持っていただいて、きちっとした支援ができる、アドバイスもできる、一緒に考えることができる力を付けていただくというのも、整備という意味では目には見えない、形としてのものではないですが、中身的には非常に重要な意味を持っていると、私は今の話からも受け取らせていただきました。

他の方、いかがですか。いわゆる発達障がいのある子どもを、今、特別支援学校というのは教育部門として持ってはいません。例えば知的障がいとか肢体不自由とか病弱とか、あるいは視覚障がい、聴覚障がいとかの障がいが、学校教育法に規定されているところから来るわけですが、発達障がいというところを一つの教育部門として持っているわけではないので、三重県ではまだできていないということです。

そうしますと、その辺のところの今後の整備のあり方として、場合によっては一つの大きな論点になってくるかということも言えるかもしれません。

他県の様子で、例えば特別支援学校で発達障がいの子どもの中心に教育をしている学校、私もチラッとどこかにあるということは聞いてはいるんですが、そういうことをご存じのことはありますか。あるいは高等部だけはそれを持っているというところとか。

(事務局 大藤特別支援学校整備推進監)

すぐに具体的には申し上げられませんが、他府県でそういう例があることは聞いてはおりません。

(栗原部会長)

このあたり、学校教育法の施行令とどう絡んでくるのかというところが一つの課題にはなってくるかもしれません。

(事務局 東特別支援教育課長)

他県の先進的なところでは、徳島県のみなど高等学園が高等部に特化した形で発達障がいの子どもたちを教育しています。このようなところもぼつぼつ出てきているかと考えています。

(栗原部会長)

残りの時間がわずかになってしまいましたが、今、主にこの辺のところということで柱を3つほどあげさせていただきましたが、今あげてなかった点でも関連しての意見を、他の柱に関してもいろいろおありかと思えます。時間が限られていますので、この部会としての審議、とりあえず本日で一区切りつく形になりますので、何かありましたら、より良いあり方の骨子(案)、それが最終的には案になって県の施策として動いていく、そこにつながっていくことでもありますので、とりあえず今の段階で何かこの部会としてあったらぜひご意見を言っていただけるとありがたいと思えます。どの部分でもというぐらいに考えていただければいいと思えます。

一言ずつおっしゃっていただきましょうか。指名させていただきます。曾我委員さんから一言ずつ言っていただいで時間になると思います。

(曾我委員)

論点整理のほうでもよろしいですか。幼稚園にこだわって申し訳ないですが、論点整理の8ページの全般のところでは、現状のところの3段目に「小中学校において個別の指導計画、個別の教育支援計画の策定率が向上しています」とありますが、そこにも幼稚園を入れていただけたらありがたいと思います。

真ん中の段の課題のところの4段目の特別支援教育のニーズの高まり、そこも「幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育のニーズの高まりに対応するため」というところで、やはり幼稚園も入れていただけたら大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、9ページ目ですが、「早期からの一貫した支援」というところの今後の方向性のところでは、「早期に障がいを診断し」という文面があるかと思いますが、障がいを診断するというあたりは、今日も保護者からのいろんなお話を聞く中で、障がいを受けとめることは大変重いです。そこで、私たちは保護者に寄り添いながらいろんな話をしていく中で、やはり一人ひとりの特性に応じた支援のあり方を一緒に探っていくというあたりを、今、私たちは大事にしていきたいと思っていますので、その「障がいを診断する」という文面にちょっと私は引っかかりを感じますので、またよろしく願いいたします。

(小澤委員)

私も論点整理の中で、今、正にお話のありました「今後のセンター的機能のあり方」の今後の方向性について3つ書かれています。方向性の中の「センター的機能としての具体的な情報の発信の方法や効率的・効果的な支援方法について検討を進めます」と書いていただいておりますが、不勉強で申し訳ありませんが、センター的機能を発揮するために、こういった事柄をしていただいているのか教えていただければと思います。

(栗原部会長)

これは今、どんな感じかということでコメントをいただきたいということですか。センター的機能ということについて、それはどういうことなのか。具体的にどうすることなのか、あるいは何を指すのかというあたりについて小澤委員からコメントをいただければということです。

(事務局 東特別支援教育課長)

センター的機能とは、何をもちょうど言うかというところですが、一つは、かかわっていただいている小中学校、高等学校の先生方に指導の方法について、こういう方法がありますということと一緒に考えていく、そういう情報提供をするということです。それは具体的な指導方法があれば、国の施策の考え方も含めての情報提供ということで一つお考えいただきたいと思います。

それから、広く特別支援教育に関して先生方に研修を行わせていただくのも一つです。

また、個々の子どもたちの実態の把握、例えば具体的にはそういった発達検査のようなもの

で特性を把握することの紹介とか、今、言っております個別の指導計画・支援計画をどういふふうにしてつくっていくのかということについて具体的な作業手順を紹介するといったこともセンター的機能の一つと考えております。

あるいは、特別支援学校は教材・教具でも恵まれたところがありますので、そういったものを地域の学校に在籍している子どもたちに提供する、一時貸し出す形での教材教具の提供支援、こういうのもセンター的機能と考えています。逆に地域の子どもたちを特別支援学校に招き入れて、一緒にそこで教材・教具を使っただけの場の提供といったことも含めて、広くセンター的機能と捉えて取組を行っております。

(栗原部会長)

非常に要領よく説明していただきましたので、大体イメージとしては分かっていただけましたでしょうか。

(山川委員)

9ページ、10ページの「インクルーシブ教育システムの推進」のところの「早期からの一貫した支援」であるとか、「就学前の取組」のあたりの今後の課題の右のほうになりますが、「パーソナルカルテの活用云々」とか、「円滑な情報の引継ぎを目指します」ということが書かれていますが、円滑な引継ぎというのは、結局、保健機関であるとか、幼稚園・保育所からの引き継ぎになるかと思えます。

最近、保健がメインだと思うのですが、子ども総合支援室とか、子ども総合支援センターとか、名張市、亀山市、津市ではできていますし、あっちこっちでそういうものはできてきますので、そういうところと連携するとか、共同でとか、横のつながりをもう少し重視して総合的にやっていきたいという意味合いのものを入れていただくと、さらに情報を伝達するにあたり、どんどん連携をしていくというのが伝わるのではないかと思います。

(沼口委員)

先ほども申しましたが、具体的にどこということところは指摘しにくいのですが、まだまだ障がい者との距離がかなりあると思えます。しかも、それはその垣根を取り払うとすると、支障なく交流できるような状況にしようとするときには、やはり小中学校あるいは保育所・幼稚園の時代の子どもたちに期待したいと思っています。そういったときにたくさんの教員の皆さんがこういった障がい者の教育に理解を示して、深い指導力を発揮していただきたい。もしかしたら、学校の中でそういった特別支援学級の皆さんと交流できるようにするには、様々なカリキュラムの中に入れていただけるようなことがなければ、子どもたちは何の刺激もないし、学習の機会もないので、そういったことに触れずに成長してしまいます。そこが専門家じゃありませんが、子どもものときには非常にピュアな気持ちで指導者のもと、交流できると思えますので、その辺をこれからもう少し実際の教育の中で深めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(栗原部会長)

西田委員、しゃべって大丈夫だったらしゃべっていただきますし、きつようだったらやめ

てください。

(西田委員)

次回にさせていただきます。

(栗原部会長)

十分分かりましたので無理をなさらないでください。もし何かありましたら、書面ででも後で結構なのでご意見をいただけますか。

今、沼口委員がおっしゃっていただいたこと、本当に大事だと思います。ピュアな気持ちで子どもたちがお互いに触れ合える、それは本当に乳幼児期から自然な形でやっていけるような環境をつくってほしいと思います。特に学校段階では先生方がそういう場をしっかりとつくってもらえるような力を、あるいはそういう感性を先生方に持っていただきたいと思います。そのためには、現職の先生であれば、研修というところで改めて学び直していただくとか、教員養成の段階でしたら、その段階でしっかりと子どもたちと自分たちが触れ合える経験をしていくとか、とにかく小さいときから実際に触れ合うということが、本当に垣根を少しでも低くして、障がいだけに目を奪われないで、人としてどうかかわっていくか、どう受け止めていくか、どう交わっていくか、そののところにこそ本当は大事なのかというところを、これは私の意見ですが、そういうところを教育サイドでも考えていかなければならないというように受け取らせていただきました。

ということで、本当に今頃になって白熱してきたというか、残念ですが時間が限られておりますので、部会としては今日の部会でとりあえず一区切りをつけさせていただきます。後は今日いろいろご意見いただいた内容を反映させた形で、また改めて事務局と私で相談させていただきながら、全体会に報告させていただくということで、とりあえずそういう形で結びの言葉にさせていただきます。よろしいですか、委員の方々。

では、時間が限られた中の話ですので、十分な進行ができなくて申し訳なかったですが、本当に皆様、いろんなご意見、大事なご意見をいただきました。ありがとうございました。

後は事務局でよろしく願いいたします。

(2) 審議のまとめ(案)について

(事務局 加藤教育改革推進監)

審議のまとめについての形式のことだけ一つご説明申し上げよろしいでしょうか。資料3です。22ページにあたる場所ですが、本日のこの部会での審議を踏まえて、次回、全体会でも示させていただきます。本年度1年間の第1部会、第2部会を合わせた平成25年度教育改革推進会議の「審議のまとめ」という形でとりまとめをしていきたいと考えております。

22ページの「はじめに」の部分は、第1部会、第2部会共通の部分です。1段落目、2段落目、3段落目までは、平成21年度、過去からの教育改革推進会議の流れを記述させていただいたうえで、4段落目の「平成25年度のこの教育改革推進会議は、三重県教育委員会からの依頼に基づき、次の2つテーマについて審議を行う」ということで、(1)がビジョンの中間点検、これは第1部会関係です。(2)が第2部会で、この「三重県特別支援教育総合推進計画

(仮称)」の策定ということがテーマとなりましたので報告しますというような前書き的な部分を記しました。

このような形で推進会議の方から我々事務局が頂戴する文案という意味合いです。

23ページは、「審議のテーマについて」ということで、本年度は2つのテーマになったその審議のテーマがなぜこうなったかという理由で、(1)は第1部会の関係ですが、(2)の当部会に関しては、このテーマの選定理由として「平成25年3月に改定した県立特別支援学校整備第二次実施計画が平成26年度末に終期を迎えることを踏まえ、今後の本県の特別支援教育に係る総合的な推進計画を策定するにあたり、当会議での審議を依頼する必要がある」ということで、事務局から第2部会が依頼をされたという文章になっております。「そのため、新たな計画である『三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)』の平成26年度中の策定に向け、平成25年度はその骨子(案)のとりまとめの審議を行いました」ということで、この骨子(案)が次回全体会を経てつくられたものとして、別冊で付けさせていただければというたたき台になっております。

なお、24ページ以降にあたる場所は、第1部会のビジョンの中間点検のとりまとめがくつつく形で審議のまとめと、別冊の推進計画の骨子(案)という形でとりまとめさせていただいていかどうかということ、ご確認だけいただければということです。

(栗原部会長)

事務局から説明がありましたが、そういう方向でよろしいですね。まとめていただくということで、では、そういうことでよろしく申し上げます。

3 連絡事項

(事務局 加藤教育改革推進監)

それではここまでの進行を部会長様、ありがとうございます。

次回の連絡ですが、2月4日火曜日13時30分から、会場はベルセ島崎を予定しております。お忙しいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、教育改革推進会議第4回第2部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。